

国際協力機構（JICA）
理事長 北岡 伸一 様

平和と民主主義をめざす全国交歓会（全交）
共同代表 山川義保（090-8536-3170）
戦略 ODA と原発輸出に反対する市民アクション（コアネット）
事務局長 ミツ林安治（090-8382-9487）

インド・ムンバイ-アーメダバード間高速鉄道プロジェクトに関する要請

ムンバイ-アーメダバード間高速鉄道建設計画は、日本の新幹線方式を採用し、マハーラーシュトラ州ムンバイとグジャラート州アーメダバード間をつなぐ高速鉄道計画と言われます。総工費は約 9,800 億ルピー（約 1 兆 5,680 億円、1 ルピー＝約 1.6 円）を見込み、用地取得費用などを除く工費の最大 1 兆 4600 億円が円借款（全事業費の 81%）で賄われるとして、この第一期分は、供与限度額 895.47 億円、金利 0.1%、償還期間 50 年（うち据置期間 15 年）という条件で有償資金協力（ODA）が約束されました。この第一期円借款事業に関して「用地取得の手続きは、ムンバイ・アーメダバード間で、2018 年 12 月までの完了を目標に開始」とされていますが、インドのメディア等では、高速鉄道のための土地取得をめぐる不十分な補償などのために、住民の同意を得ないままの強制的な手続きが行われていると報道されています。そして、これに対する粘り強い抗議行動が展開されており、本年初めの抗議行動における活動家の「違法な」勾留に対して調査を要求して、インド全国人権委員会への要請書が提出されました。

この「計画」にかかる円借款は、ODA(政府開発援助)にあたる供与であり、プロジェクトは JICA の環境社会配慮ガイドラインに従わなければなりません。そして、この中で、非自発的住民移転は「あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。」とされていますが、このような事態は、明らかに「ガイドライン」に違反していると言わざるを得ません。

被害住民と彼らを支援する NGO は、JICA の「環境社会配慮ガイドライン」違反を訴えて、JICA インド事務所長に対して書簡を送りました。JICA は、昨年 12 月と今年 1 月、現地調査を行いました。それ以降住民たちへの説明を行っていません。2019 年 6 月 10 日、住民と NGO は、JICA インド事務所長に対して報告書のコピーを要求する書簡を送っていますが現在までに回答がありません。

上記の問題について私たちは以下要請します。

記

1. 日本国民の税金を投入する ODA でこのような非人権的行為があってはならない。この間の経緯にかかる情報をすべて公開すること。
2. 6 月 10 日のインド事務所長に対する住民の書簡に答え、JICA 現地調査の報告書を公開すること。
3. JICA 環境社会配慮ガイドラインの適正運用に務め、違反があれば直ちに手続きを停止するとともに、インド側に対する適切な指導を行うこと。
4. これらの指導の成果が認められない場合などにおいては、プロジェクトに対する円借款供与を中止すること。

なお、回答については 8 月 5 日までに文書にて行うこと。

以上